

2 高教福第 1 7 1 2 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公 印 省 略)

教職員の懲戒処分の指針の一部改正について（通知）

令和 2 年 3 月 19 日付け元高教福第 1805 号にて、「教職員の懲戒処分の指針の策定について」通知したところですが、国家公務員懲戒処分指針が一部改正され、パワーハラスメントに関する標準例が追記されるとともに、パワーハラスメントの態様等によっては懲戒処分に付されることがあることが示されました。

これを踏まえ、別添のとおり現行の「教職員の懲戒処分の指針」にパワーハラスメントに関する標準例を追記する改正を行いましたので、学校長にお知らせください。

なお、施行日については、令和 3 年 4 月 1 日とします。

教職員の懲戒処分の指針

高知県教育委員会

第1 基本事項

1 目的

本指針は、高知県教育委員会が任命する教職員が、全体の奉仕者として相応しくない非行や違法行為（以下、「非違行為」という。）を行った場合に想定される標準的な懲戒処分の量定を明らかにすることにより、教職員の公務員としての自覚を求め、教育に携わる教職員による非違行為の未然防止及び抑止を図り、もって県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

2 処分量定の決定

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ、判断するものとする。したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ア 他の教職員に対する暴行により職場の秩序を著しく乱した教職員は、停職又は減給とする。
- イ 他の教職員に対する暴言により職場の秩序を著しく乱した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

- ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、若しくは県又は市町村の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員は、免職又は停職とする。
- (8) 秘密漏えい
- ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、免職とする。
- イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (9) 政治的行為の制限違反
- ア 教育公務員特例法第18条第1項、地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 教育公務員特例法第18条第1項又は地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。
- ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員は、免職又は停職とする。
- エ 公職選挙法第137条の規定に違反して、学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした教職員は、免職又は停職とする。
- (10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠
- 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った教職員は、減給又は戒告とする。
- (11) 入札談合等に関与する行為
- 入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員は、免職又は停職とする。
- (12) 個人の秘密情報の目的外収集
- その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員は、減給又は戒告とする。
- (13) 公文書の不適正な取扱い
- ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員は、免職又は停職とする。
- イ 決裁文書を改ざんした教職員は、免職又は停職とする。
- ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動）
- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。
- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞

等の性的な言動」という。)を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。この場合において
わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレス
の重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、
減給又は戒告とする。

(15) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ
相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人
格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなもの）

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与え
た教職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワ
ー・ハラスメントを繰り返した教職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神
疾患に罹患させた教職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) (14)及び(15)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等
も情状として考慮の上判断するものとする。

2 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰等

ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた
教職員は、免職又は停職とする。

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に重傷を負わせた教職員は、停職又は減給とする。

ウ 体罰を加えたことにより、児童生徒に軽傷を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とす
る。

エ ア～ウの場合以外で、児童生徒に体罰を加えた教職員は、減給又は戒告とする。

オ 児童生徒に対し、心情を傷つける乱暴な言葉、存在を無視すること又は心情を傷つけるよ
うな噂を広める等の不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒
告とする。

(2) わいせつな行為等

ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った教職員は、免職とする。

イ 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った教職員は、
停職、減給又は戒告とする。この場合において、セクシュアル・ハラスメント又はこれと同
等の行為を繰り返すなど特に悪質なときは、免職又は停職とする。

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するも
のとする。

3 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物を横領した教職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した教職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた教職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した教職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした教職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした教職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした教職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した教職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した教職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員は、免職

とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした教職員は、停職又は減給とする。

(14) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした教職員は、停職又は減給とする。

5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転及び酒気帯び運転をした教職員は、免職とする。ただし、いわゆる二日酔いによる酒気帯び運転をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 飲酒運転をした教職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員又は教職員の飲酒を知らながら当該教職員が運転する車両に同乗した教職員は、飲酒運転をした教職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 重大な過失により交通事故を起こし、人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 重大な過失により交通事故を起こし、人に傷害を負わせた教職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教職員は、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

標準例一覧

高知県教育委員会

事 由		免職	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内			●	●
	イ 11日以上20日以内		●	●	
	ウ 21日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為				
	ア 暴行		●	●	
	イ 暴言			●	●
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●		
	(8) 秘密漏えい				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●		
	自己の不正な利益を図る目的	●			
	イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
	(9) 政治的行為の制限違反				
	ア 直接運動			●	●
	イ あおり・そそのかし		●	●	
	ウ 公務員の地位の利用	●	●		
	エ 教育上の地位の利用	●	●		
	(10) 兼業の承認等を得る手続きのけ怠			●	●
	(11) 入札談合等に関する行為	●	●		
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	(13) 公文書の不適正な取扱い				
	ア 公文書の偽造・変造、虚偽の公文書の作成	●	●		
	イ 決裁文書の改ざん	●	●		
	ウ 公文書の改ざん、誤って廃棄		●	●	
	(14) セクシュアル・ハラスメント				
	ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用	●	●		
	イ 性的な言動の繰り返し		●	●	
	執拗な繰り返しによる精神疾患罹患	●	●		
	ウ 性的な言動			●	●
	(15) パワー・ハラスメント				
	ア 著しい精神的又は身体的な苦痛		●	●	●
	イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず繰り返す		●	●	
	ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患罹患	●	●	●	

事 由		免職	停職	減給	戒告
2 児童生徒に対する非違行為関係	(1) 体罰等				
	ア 死亡、重大な後遺症等	●	●		
	イ 重傷を負わせる		●	●	
	ウ 軽傷を負わせる		●	●	●
	エ ア～ウ以外の体罰			●	●
	オ 不適切な指導		●	●	●
	(2) わいせつな行為等				
	ア わいせつな行為	●			
	イ セクシュアル・ハラスメント		●	●	●
	繰り返す等の悪質性あり	●	●		
3 公金公物取り扱い関係	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失				●
	(5) 盗難				●
	(6) 公物損壊			●	●
	(7) 失火				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	(9) 公金公物処理不適正			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用			●	●
4 公務外非行関係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか			●	●
	(5) 器物損壊			●	●
	(6) 横領				
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領			●	●
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博			●	●
	イ 常習賭博		●		
	(10) 麻薬等の所持等	●			
	(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●
	(12) 淫行	●	●		
	(13) 痴漢行為		●	●	
	(14) 盗撮行為		●	●	

事 由		免職	停職	減給	戒告
5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い・酒気帯び	●			
	い いわゆる二日酔いによる酒気帯び	●	●		
	イ 飲酒運転者への車両提供、同乗行為等	●	●	●	●
	(2) 飲酒運転以外の人身事故				
	ア 死亡、重篤な傷害	●	●	●	
	措 措置義務違反あり	●	●		
	イ 傷害			●	●
	措 措置義務違反あり		●	●	
	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反				
6 監督責任	著しい速度超過等悪質な交通法規違反			●	●
	物損・措置義務違反あり		●	●	
	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	